

基 発 0 9 0 9 第 5 号
令 和 3 年 9 月 9 日

中小企業庁長官 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和3年8月から9月の間に、改定公示が行われ、令和3年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴職におかれましても、所管法人・関係団体等への改定額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので、必要に応じてお問い合わせください。

また、役務及び工事等の発注に当たっては、令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえ、

- ・ 各都道府県における最低賃金額の改定も反映した人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとし、
- ・ 年度途中の最低賃金額の改定を見越した予算を確保し、契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう

御配慮をお願いします。

発注者として特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関、関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますようお願い申し上げます。